

平成 26 年 7 月吉日

筑後ブロック医師会世話人
一般社団法人 久留米医師会
会長 北里 誠也 様

NPO 法人筑後地域救急医療研究会
理事長 足達 剛

NPO 法人筑後地域救急医療研究会事業に係る協力について (お願い)

久留米市医師会
お世話になります。

盛夏の候、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

また、平素から当法人運営につきまして、格別のご配慮をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当法人は、筑後地域の救急医療機関や救急隊など救急活動に携わる者に対し、知識と技術の維持向上を図るための教育活動を行い、延いては地域住民に対する質の高い救急医療の提供に寄与することを目的に、平成 21 年 11 月 19 日に設立され、現在では、年 4 回の筑後地域救急業務 MC 協議会の事後検証会議をはじめ、症例検討会、筑後地域メディカルラリー大会、筑後地域救急医療研究会 (市民公開講座含む) 及び各種の講習会等を開催し、医師、看護師及び救急救命士等の生涯教育にとって大変意義ある事業に積極的に取り組んでおります。

しかしながら、当法人も設立から 5 年が経過し、主な収入源は消防機関からの事後検証費であり財政状況が大変厳しく、事業運営に当たっては各種研修会の講師等も著しく制限され、MC 協議会の事後検証委員 (医師)、看護師等の指導者・補助者には無報酬にてご協力いただくとともに、必要な研修資機材等の整備も未だ不十分な状況にあります。

更には、本年 4 月、救急救命士法施行規則の一部が改正され、救急救命士の行う救急救命処置として、医師の具体的な指示の下での心肺機能停止前の処置範囲が拡大され、今後、救急救命士の研修を含めメディカルコントロール体制の充実強化が不可欠であります。

このようなことから、安定的な財源を確保するため、筑後地域の消防本部には平成 27 年度から事後検証費の値上げを要望いたしておりますし、是非とも、貴医師会にも財政的なご協力をいただければ幸いです。何卒、NPO 法人筑後地域救急医療研究会事業の状況をご賢察いただき、ご高配賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

別添資料

1 寄付要望額

各医師会 100,000 円

2 参考資料

NPO 法人筑後地域救急医療研究会定款

役員・会員名簿

平成 25 年事業実績・収支決算（事業実績写真）

平成 26 年度事業計画・収支予算

以上

NPO法人筑後地域救急医療研究会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人筑後地域救急医療研究会と称す。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡県久留米市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、筑後地域の救急活動に携わる者に対して、知識と技術の維持向上を図るための教育活動を行い、ひいては地域住民に対する質の高い救急医療の提供に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 救急活動に携わる者の教育に関する事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して援助を行う個人及び団体

(入会)

第7条 正会員は、特定非営利活動を理解し、運営に参画する意思があり、地域社会への貢献に意欲があり、救急医療に理解のある者でなければならない。

2 この法人の正会員になろうとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、そのものが前項に掲げる条件に適合すると認められるときは、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの正会員としての入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。尚、副理事長が複数の場合は役員名簿の上位に記載された者が代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなくてはならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当したときは、総会の議決により、これを解任することができる。

この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人の事務所に職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び費用弁償等

(7) 入会金及び会費の額

(8) その他、運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は、ファックス、電子メールなどの電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の5分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は、ファックス、電子メールなどの電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名または記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(随機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決により選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 足達 剛

副理事長 坂本 照夫

副理事長 島 弘志

監事 宇津 秀晃

監事 今村 勲

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成22年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立発起人総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成22年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

正会員 年会費 0円

入会金 0円

賛助会員 年会費 0円

入会金 0円

7 この法人の設立当初の事務所は、福岡県久留米市国分町1, 955番地12に置く。

これは、当法人の定款である。

福岡県久留米市国分町1955番地12

NPO 法人筑後地域救急医療研究会

理事 足達 剛

NPO法人筑後地域救急医療研究会（会員名簿）

平成26年6月1日現在

	役 職	氏 名	所 属
1	理事長	足達 剛	足達消化器科・整形外科医院
2	副理事長	坂本 照夫	久留米大学病院
3	〃	島 弘志	聖マリア病院
4	理 事	山下 典雄	久留米大学病院
5	監 事	宇津 秀晃	〃
6	〃	野田 久雄	〃
7	会 員	高松 学文	久留米大学病院
8	〃	佐藤 晃	〃
9	〃	鍋田 雅和	〃
10	〃	中村 篤雄	〃
11	〃	越後 整	〃
12	〃	永瀬 正樹	〃
13	〃	平湯 恒久	〃
14	〃	山下 寿	聖マリア病院
15	〃	爲廣 一仁	〃
16	〃	古賀 仁士	〃
17	〃	田中 秀憲	済生会大牟田病院
18	〃	伊藤 理	新古賀病院
19	〃	村上 大道	新古賀病院
20	〃	野田 祐司	田主丸中央病院
21	〃	後藤 伸	〃
22	〃	佐藤 輝幸	筑後市立病院
23	〃	大内田 昌直	〃
24	〃	井手 宗一郎	姫野病院
25	〃	永田 高志	〃
26	〃	永田 一良	永田医院
27	〃	安本 潔	安本病院
28	〃	檜垣 賢作	高木病院
29	〃	藤野 隆之	大牟田市立病院
30	〃	本間 友基	本間内科循環器科医院
31	〃	石井 邦英	朝倉医師会病院
32	〃	小野 崇典	済生会大牟田病院
33	〃	横倉 義典	ヨコクラ病院
34	〃	神代 由紀	▽ 神代病院
35	〃	原 雅雄	▽ 嶋田病院
36	〃	草場 健	公立八女総合病院
37	〃	福田 秀一	福田病院
38	〃	最所 純平	光中央病院
39	賛助会員	古賀 政治	聖マリア病院（事務局）
40	〃	岩橋 勝幸	〃
41	〃	牛嶋 哲実	〃
42	〃	横田 弘道	〃
43	〃	福永 憲剛	〃

平成25年度事業実績

期日	時間	事業内容	指導 (人)	経費 (円)	対象 (人)
6月17日	2.5	第1回事後検証会議 (聖マリア学院大学)	22	220,000	93
8月8日	1	研修会「MO講習会」 (久留米広域消防本部)	1	22,274	12
8月25日	5	研修会「外傷診療研修会」 (久留米大学病院)	2	1,64,009	110
9月30日	2.5	第2回事後検証会議 (聖マリア学院大学)	17	170,000	92
11月3日	6	研修会「災害医療研修会」 (久留米大学病院)	2	115,049	129
11月30日	3	筑後地域症例検討会 (聖マリア病院救命救急センター)	2	27,520	153
12月16日	2.5	第3回事後検証会議 (聖マリア学院大学)	21	219,186	98
2月17日	3	筑後地域症例検討会 (久留米大学病院高度救命救急センター)	2	51,900	191
3月14日	1	研修会「MO講習会」 (久留米広域消防本部)	2	22,274	12
3月16日	6.5	第2回筑後地域メディカルラリー大会 (聖マリア学院大学)	5	988,526	264
3月17日	2.5	第4回事後検証会議 (聖マリア学院大学)	15	159,240	95
3月22日	5.5	第3回筑後地域救急医療研究会 (久留米医師会館)	6	315,995	189
合計			97	1,875,973	1,433

平成 25 年度収支決算

科 目	金 額 (単位 : 円)
I 経常収入の部	
1 会費・入会金収入	0
2 寄付金収入	0
3 事業収入 救急活動に携わる者の教育に関する事業	2,100,500
4 補助金	300,000
5 雑収入 預金金利	317
経常収入合計	2,400,817
II 経常支出の部	
1 事業費 救急活動に携わる者の教育に関する事業	
① 旅費交通費	1,066,210
② 会議費	331,548
③ 通信費	25,600
④ 印刷費	100
⑤ 会場費	82,078
⑥ 講師謝金	140,000
⑦ 租税公課	15,918
⑧ 備品費	0
⑨ 消耗品費	214,519
事業費支出合計	1,875,973
2 一般管理費	
① 旅費交通費	22,600
② 会議費	220,800
③ 通信費	315
④ 印刷費	0
⑤ 会場費	0
⑥ 租税公課 (法人税、市・県民税)	71,600
⑦ 消耗品費	0
⑧ 雑費	10,525
一般管理費支出合計	325,840
経常支出合計	2,201,813
経常収支差額	199,004
繰越時正味財産額 (平成 24 年度繰越額)	2,765,326
次期繰越収支差額	2,964,330

平成26年度事業計画

期日	時間	事業内容	指導 (人)	経費 (円)	対象 (人)
6月	2.5	第1回事後検証会議 (聖マリア学院大学)	20	200,000	100
7月	2	研修会「 未定 」	1	40,000	50
8月	5	研修会「外傷診療研修会」 (久留米大学病院)	2	130,000	150
9月	2.5	第2回事後検証会議 (聖マリア学院大学)	20	200,000	100
10月	3	筑後地域症例検討会 (久留米大学病院高度救命救急センター)	2	50,000	200
11月	5	研修会「災害医療研修会」 (久留米大学病院)	2	100,000	150
12月	3	筑後地域症例検討会 (聖マリア病院救命救急センター)	2	27,000	150
12月	2.5	第3回事後検証会議 (聖マリア学院大学)	20	200,000	100
2月	2	研修会「 未定 」	1	40,000	50
3月	6	第3回筑後地域メディカルラリー大会 3月8日(日)	5	300,000	250
3月	2.5	第4回事後検証会議 (聖マリア学院大学)	20	200,000	100
3月	実時間	第4回筑後地域救急医療研究会 (久留米医師会館) 3月14日(土)	5	800,000	200
計			100	1,787,000	1,600

平成 26 年度収支予算

科 目	金 額 (単 位 : 円)
I 経常収入の部	
1 会費・入会金収入	
2 寄付金収入	
3 事業収入 救急活動に携わる者の教育に関する事業	2,100,000
4 雑収入 預金金利	
経常収入合計	2,100,000
II 経常支出の部	
1 事業費 救急活動に携わる者の教育に関する事業	
① 旅費交通費	1,070,000
② 会議費	300,000
③ 通信費	25,000
④ 印刷費	1,000
⑤ 会場費	85,000
⑥ 講師謝金	140,000
⑦ 租税公課	16,000
⑧ 消耗品費	150,000
事業費支出合計	1,787,000
2 一般管理費	
① 旅費交通費	25,000
② 会議費	200,000
③ 通信費	1,000
④ 印刷費	1,000
⑤ 会場費	1,000
⑥ 租税公課 (法人税、市・県民税)	71,000
⑦ 消耗品費	1,000
一般管理費支出合計	300,000
経常支出合計	2,087,000
経常収支差額	13,000
繰越時正味財産額 (平成 25 年度繰越額)	2,964,330
次期繰越収支差額	2,977,330